

障害者雇用拡大のポイント

- ・ 令和6年の広島県内の障害者雇用状況は、実雇用率2.54%、雇用障害者数13,897.0人と過去最高を更新
- ・ 障害種別で見ると、身体障害者6,716人（48.3%）、知的障害者3,983.0人（28.7%）、精神障害者3,198.0人（23.0%）
（全国との比較は次頁）

- ・ 広島県内のハローワークを通じた障害者の職業紹介状況(令和5年度)は、新規求職申込数5,227人（対前年+4.9%）、就職件数2,159人（同7.1%）
- ・ 新規求職者の障害種別は、精神障害者3,158人（60.4%）、身体障害者1,224人（23.4%）、知的障害者635人（12.2%）
- ・ 障害種別でみた場合、近年は精神障害者が高い割合を示す傾向

- ・ 令和6年6月1日時点の障害者雇用状況において、広島県内の法定雇用率達成企業割合は49.1%（対前年△3.0%）
- ・ 300人未満規模の企業の実雇用率は2.07%と全体の2.54%を下回る状況
- ・ 300人以上規模の企業の法定雇用率達成企業割合も48.6%と、全体（49.1%）を下回る状況
- ・ 企業規模を問わず、障害者雇用を促進する必要

- ・ 令和7年4月から除外率の10ポイント引下げ及び令和8年7月から法定雇用率の2.7%への引上げが予定
- ・ 制度改正に備え、計画的な障害者雇用の推進が必要

- ・ 障害者雇用を拡大し、実雇用率を上昇させるためには、
- ・ 障害者を雇用する企業を増やす（求人開拓、合同就職面接会の開催など）
- ・ 障害者の企業への定着を支援する（精神障害者は必要となる合理的配慮に個人差がある傾向が見られることから、雇用・福祉・教育・医療の各分野の関係機関が連携し、個々の障害者・企業が抱える課題にあわせて、採用前の準備段階から採用後の職場定着まで一貫して支援を行う「企業向けチーム支援」の活用や、企業における障害者受け入れ環境の整備など）
- ・ の対策が必要

令和6年6月1日時点 障害者雇用状況報告の概要等

令和6年6月1日時点の民間企業における障害者雇用状況（法定雇用率：2.5%（2.3%））

	広島県（前年比）	全国（前年比）
雇用障害者数	13,897.0人（+6.2%）	677,461.5人（+5.5%）
実雇用率	2.54%（+0.06）	2.41%（+0.08）
雇用率達成 企業割合	49.1%（▲3.0）	46.0%（▲4.1）

雇用障害者数の障害種別人数

身体障害者数	6,716.0人（+2.4%）	368,949.0人（+2.4%）
知的障害者数	3,983.0人（+7.3%）	157,795.5人（+4.0%）
精神障害者数	3,198.0人（+13.8%）	150,717.0人（+15.7%）

令和5年度 障害者職業紹介状況

	広島県（前年度比）	全国（前年度比）
新規求職申込 件数	5,227人（+4.9%）	249,490人（+6.9%）
就職件数	2,159人（+7.1%）	110,756人（+8.0%）

- ・雇用障害者数は21年連続、実雇用率も13年連続で過去最高を更新している。
- ・精神障害者の雇用の伸びが大きい傾向は変わらず、障害者雇用は引き続き堅調に推移している。

広島労働局管内における雇用率未達成企業数の状況（令和6年6月1日現在：規模・不足数別）

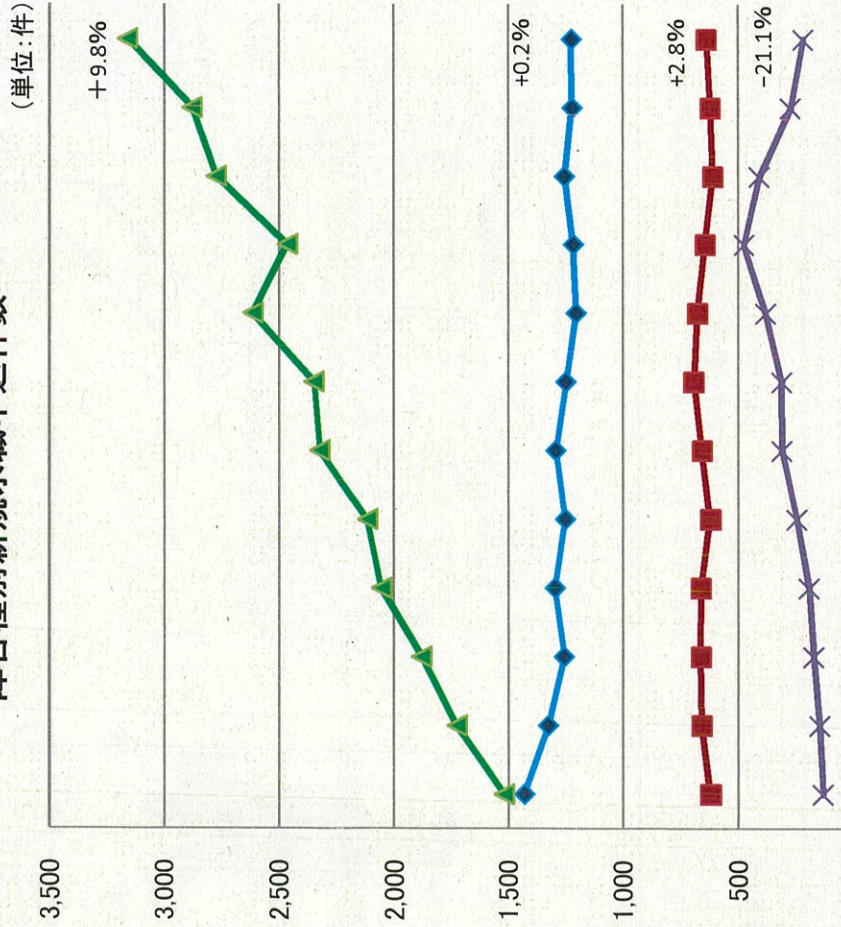
区分	報告企業数	未達成企業数	不足数						ゼロ企業数
			0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上7人以下	7.5人以上	
企業数	2,636 (2,430)	1,341 (1,165)	861 (797)	283 (229)	94 (76)	56 (42)	40 (20)	7 (1)	774 (684)
40.0～100人未満	1,498 (1,279)	788 (645)	699 (596)	89 (49)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	701 (603)
100～300人未満	813 (826)	386 (370)	125 (159)	166 (154)	62 (44)	25 (10)	8 (3)	0 (0)	73 (81)
300～500人未満	161 (164)	85 (88)	19 (23)	13 (11)	20 (24)	19 (23)	14 (7)	0 (0)	0 (0)
500～1,000人未満	105 (103)	61 (48)	15 (15)	14 (13)	9 (5)	10 (8)	12 (7)	1 (0)	0 (0)
1,000人以上	59 (58)	21 (14)	3 (4)	1 (2)	3 (3)	2 (1)	6 (3)	6 (1)	0 (0)

括弧内は令和5年6月1日時点の障害者雇用状況における企業数（ただし、規模別欄「40.0～100人未満」については、「43.5～100人未満」規模企業数）。

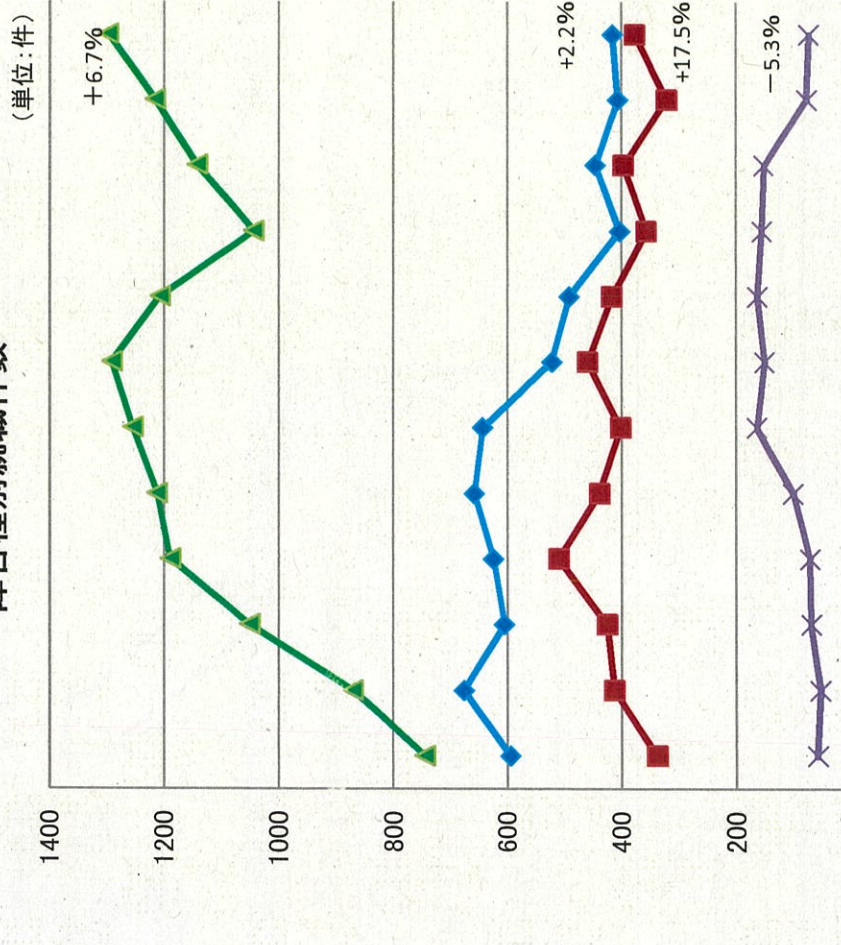
- ・広島県内の障害者雇用義務対象企業数は2,636社（対前年比206増）となり、40.0～100人未満規模の企業が増加分の大半（同219増）を占める。
- ・雇用率未達成企業数は1,341社（同176増）となり、内ゼロ企業数は774社（同90増）、その全てを300人未満規模の企業が占める。
- ・300人以上規模の企業については、障害者雇用義務対象企業数は325社と前年と同数となっているが、雇用率未達成企業数は167社（同17増）となっており、雇用不足数が4.5人以上の企業数が39社（同21増）となっている。

広島労働局管内における障害者の新規求職件数及び就職件数の推移

障害種別新規求職申込件数



障害種別就職件数

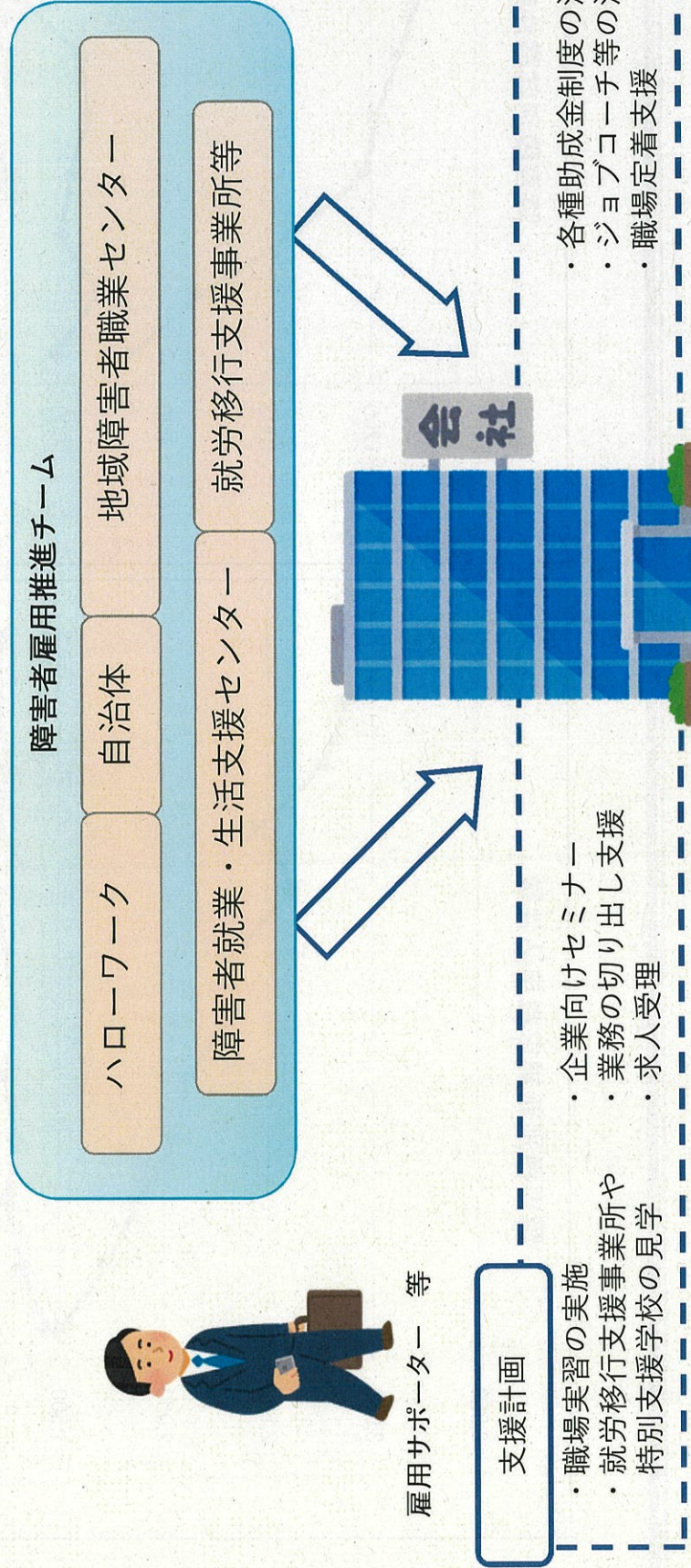


企業向けチーム支援

障害者の雇用を検討している企業に対して、企業ごとのニーズに合わせた支援計画を作成し、準備段階から採用後の定着支援まで一貫して企業の障害者雇用を支援する。

障害者雇用推進チーム

- 労働局・ハローワークに配置する「雇用サポーター」等が企業に訪問し、企業のニーズに合わせた支援計画を作成。
- ハローワークが中心となって、地域の関係機関と連携して「障害者雇用推進チーム」を結成。
地域の現状やニーズを踏まえた支援メニューについて検討し、効果的・効率的な取組方針を決定。



助成金制度①

(雇用保険二事業に基づく障害者雇用関係助成金)

※都道府県労働局又はハローワークにおいて受付

<p>● 特定求職者雇用開発助成金</p>	<p>特定就職困難者コース</p>	<p>ハローワーク等の紹介により障害者を継続して雇用する事業主に、1人当たり50万円（中小企業の場合は120万円）等を支給。</p>
<p>● トライアル雇用助成金</p>	<p>発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース</p>	<p>ハローワーク等の紹介により発達障害者又は難病患者を雇用し、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対して50万円（中小企業の場合は120万円）を支給。</p>
<p>● キャリアアップ助成金</p>	<p>障害者トライアルコース</p>	<p>ハローワーク等の紹介により障害者を、原則3か月（精神障害者は6か月）間、試行雇用する事業主に対し助成。障害者1人につき、月額最大4万円を最大3か月支給。（精神障害者を雇用する事業主に対しては月額最大8万円を3か月、月額最大4万円を3か月の最大6か月支給）。</p>
<p>● 人材開発支援助成金</p>	<p>障害者正社員化コース</p>	<p>精神障害者等について、雇入れ時の週の所定労働時間を10時間以上20時間未満とし、3か月以上12か月以内の一定の期間をかけながら常用雇用への移行を目指して試行雇用を行う事業主に対し助成。精神障害者等1人につき、月額最大4万円の助成金を支給。</p>
<p>● 人材開発支援助成金</p>	<p>障害者職業能力開発コース</p>	<p>障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した事業主に対して支給（ ）は中小企業の場合の支給額）。</p> <p>①有期→正規：1人当たり67.5万円（90万円） ※重度障害者等の場合は1人当たり90万円（120万円） ②有期→無期：1人当たり33万円（45万円） ※重度障害者等の場合は1人当たり45万円（60万円） ③無期→正規：1人当たり33万円（45万円） ※重度障害者等の場合は1人当たり45万円（60万円）</p> <p>障害者の職業に必要な能力を開発、向上させるため、一定の教育訓練を継続的に実施する施設の設置・運営を行う事業主又は事業主団体に対し助成。設置等に要する経費の3/4（上限額：5000万円、更新の場合は1000万円）、運営費の4/5（上限額：1人当たり月17万円）を支給。</p>

助成金制度② (納付金制度に基づく障害者雇用関係助成金)

障害者が作業を容易に行えるような施設の設置等を行った場合の助成措置

※ (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 都道府県支部において受付

○ 障害者作業施設設置等助成金

障害者が作業を容易に行えるよう配慮された作業施設等の設置・整備・賃借を行う事業主に対して、費用の2/3を助成 (上限額：障害者1人につき450万円 (作業施設の場合) 等)

○ 障害者福祉施設設置等助成金

障害者が利用できよう配慮された保健施設、給食施設等の福利厚生施設の設置・整備を行う事業主に対して、費用の1/3を助成 (上限額：障害者1人につき225万円)

○ 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者を多数継続して雇用し、かつ、安定した雇用を継続することができると認められる事業主であって、これらの障害者のために事業施設等の設置・整備を行うものに対して、費用の2/3を助成 (上限額：5千万円)

障害者を介助する者の配置等を行った場合の助成措置

○ 障害者介助等助成金

障害特性に応じた雇用管理のために必要な介助者等を配置又は委嘱、職場復帰のための職場適応措置を行う事業主に対して助成

- ・ 職場介助者の委嘱 (費用の3/4助成、上限額：原則1回1万円及び年150万円、支給期間：原則10年間)
- ・ 手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱 (費用の3/4助成、上限額：1回6千円及び年28万8千円、支給期間：10年間)
- ・ 職場支援員の委嘱 (上限額：月額4万円、支給期間：2年間)
- ・ 中途障害等により休職を余儀なくされた者への職場復帰のための職場適応措置 (障害者1人につき月額6万円、支給期間：1年間) 等

職場適応援助者による支援を行った場合の助成措置

○ 職場適応援助者助成金

雇入れ後の職場適応を図るための職場適応援助者による専門的な支援を行う事業主に対して助成

- ・ 訪問型職場適応援助者による支援 (1日4時間以上1.6万円、支給期間：最長1年8ヶ月間)
- ・ 企業在籍型職場適応援助者による初回の支援 (障害者1人につき月8万円、支給期間：最長6ヶ月間) 等

通勤の配慮を行った場合の助成措置

○ 重度障害者等通勤対策助成金

障害者の通勤を容易にするための措置を行う事業主・団体に対して、費用の3/4を助成

- ・ 通勤援助者の委嘱 (上限額：1回2千円及び交通費計3万円、支給期間：1年間)
- ・ 駐車場の賃借 (上限額：障害者1人につき月5万円、支給期間：10年間) 等